

第4章 計画

基本的な考え方

(1) 基本理念

次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針に基づき、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

豊かな自然に抱かれたふるさとに子どもたちの遊ぶ声が響きます。ほほえみに満ちた笑い声は、まちの明日を明るく照らし、活気を与えてくれます。しかし、子どもの数は年々少なくなっています。また、子どもを取り巻く状況を見ると、保護者の育児不安、子どもへの虐待、ひきこもりや不登校、いじめ、子どもがかかわった犯罪・・・と、子どもの笑顔を曇らすような問題がこの地域にも現れ始めました。子どもの笑顔は、親や家庭のみならず地域全体の未来をかがやかすみんなの宝物です。これを見守り、育てていくのが地域社会の役目であり、あたたかいふるさとづくりの原点といえます。緑豊かな自然の中で、多くの人々の支えとふれあいを通じて、人を思いやるこころと健やかな心身を育み、子どもが、親が、地域がつながり、かがやきながら成長していくまちづくりをめざします。

ふれあいが育む

子どものほほえみに満ちたまちづくり



(2) 基本目標

基本目標1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

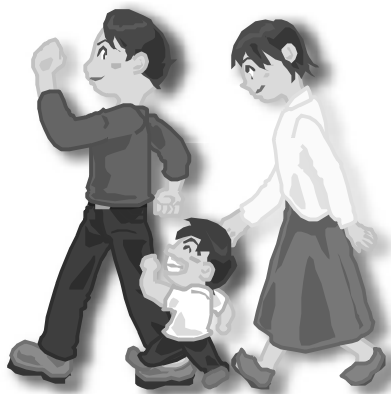
明日の揖斐川町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていきけるよう、家庭と学校、地域が一体となって子育て支援を行い、子どもの立場に立った、夢のあるまちづくりをめざします。また、次代の親となる子どもたちに、子どもを生み育てる喜びを伝え、こころあたたかく豊かな人間性を育てていきます。

子育てと子育てについて・・・

子どもと親の育ちを中心に考えると、「子育て支援」となるが、この理念を包含し、以下「子育て支援」と表記します。

基本目標2 すべての子育て家庭を支える環境づくり

親は子育ての最高責任者であり、その責任の重さは計り知れません。それを肩代わりすることは誰にもできませんが、支えることはできます。すべての親が喜びを感じながら、安心していきいきと子育てができるよう、多様なニーズに応じた保育・子育て支援策の充実を図るとともに、地域の様々な人々が子どもと子育て家庭をあたたかく見守っていける環境づくりを進めていきます。



基本目標3 健やかに生み育てる環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。その実現をめざし、妊娠から出産、学齢期にいたるきめ細かな母子保健サービスの提供と小児医療体制の充実に努めます。また、子どもの発達に応じた食育の実践、思春期の子どもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

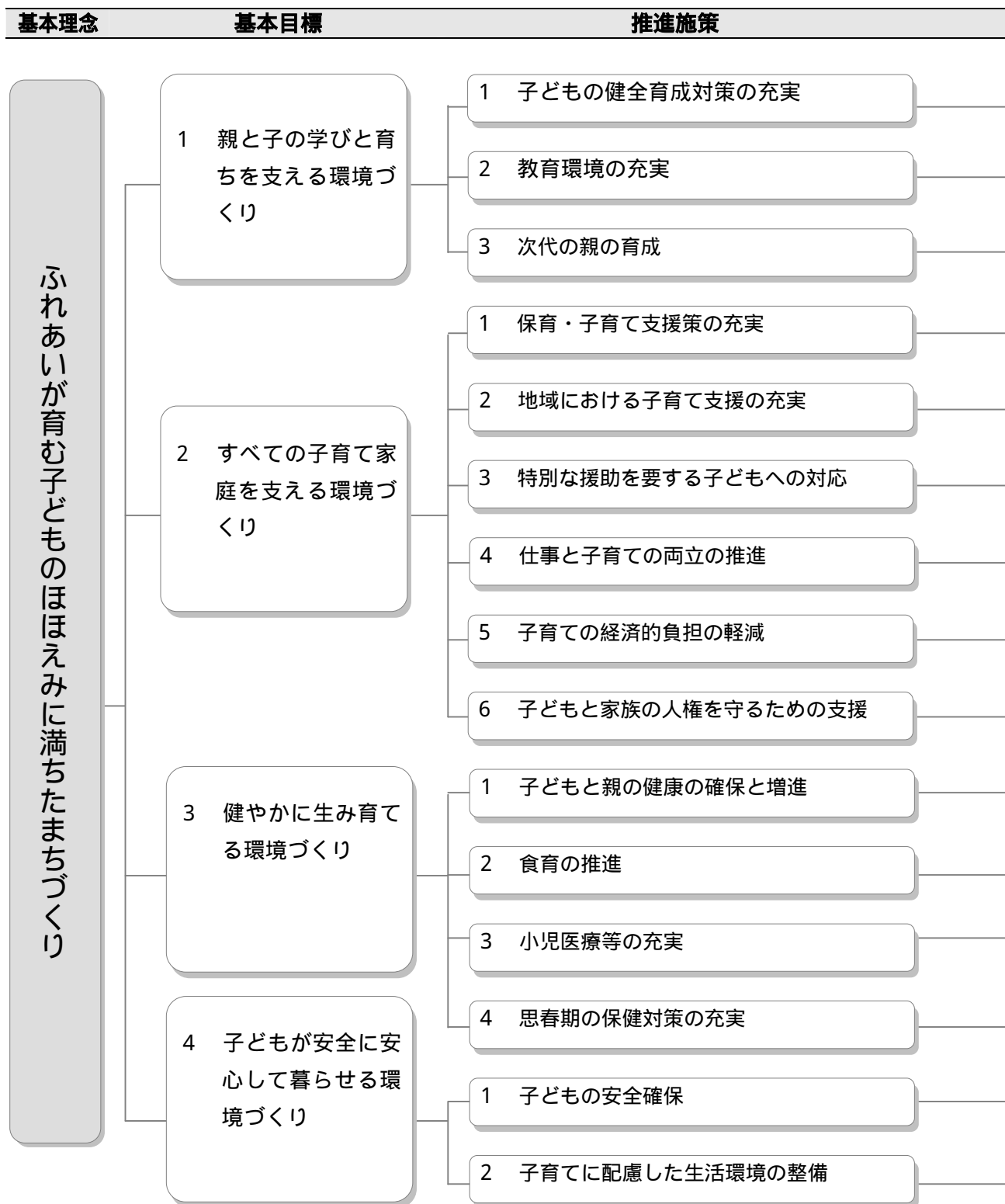
基本目標4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

外で遊ぶ子どもの声は、まちに彩りを与え、活気づかせます。子どもたちが犯罪や事故・災害の被害者になることなく、安心して快適に暮らせる生活環境を、住民と行政の協働により築いていきます。



(3) 計画の体系

本計画の基本理念である「ふれあいが育む子どものほほえみに満ちたまちづくり」のを進めます。



実現のため、先の基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取り組み

施 策

地域活動の推進 スポーツ環境の整備	遊び場の充実 豊かな感性を磨く活動の充実	地域の歴史・環境教育の推進 国際意識・理解の促進
----------------------	-------------------------	-----------------------------

幼児教育の充実 教育・保育の連携	学校教育の充実 相談・支援の充実
---------------------	---------------------

若い世代の子育て意識の醸成 地域の子育て意識の醸成	男女ともに関わる子育ての推進 若い世代の自立促進
------------------------------	-----------------------------

特別保育等の充実 保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実	緊急時における子育て支援の充実
------------------------------------	-----------------

子育て支援センターの充実	留守家庭児童教室の充実	住民主体の子育て支援
--------------	-------------	------------

障がいのある子どもの保育・教育の充実	ひとり親家庭の自立支援の推進
--------------------	----------------

育児・介護休業制度等の普及促進 育児中の母親の再就職支援	ワーク・ライフ・バランスの実現の推進
---------------------------------	--------------------

各種手当等の支給	保育料・教育費の負担軽減	医療費等の負担軽減
----------	--------------	-----------

子どもの人権に関する啓発	児童虐待防止ネットワーク等の充実
--------------	------------------

安全な妊娠と出産の確保	母子の健康の保持と増進	保健指導・教室の充実
-------------	-------------	------------

妊娠期からの生涯を通じた食育の推進

救急医療体制の充実	不妊治療、小児医療等への支援
-----------	----------------

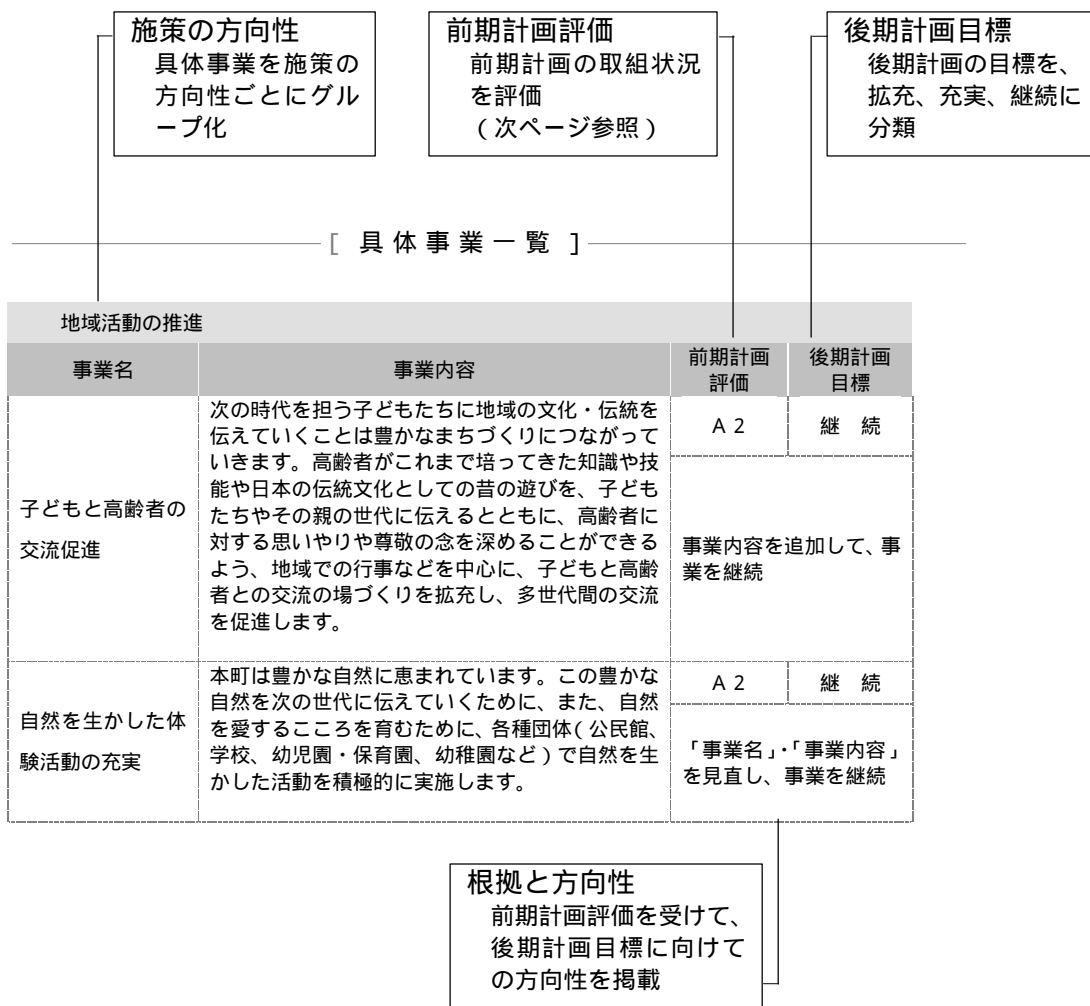
相談体制の充実	健康教育の充実
---------	---------

交通安全対策の充実	防犯・防災対策の充実
-----------	------------

良好な住環境の整備	誰もが利用しやすい公共施設等の整備	自然環境の保全
-----------	-------------------	---------

具体事業一覧の表示内容について

後期計画における具体事業については、それぞれ前期計画の事業を評価し、後期計画の目標を設定し、その根拠を検討したうえで、事業名・事業内容を整理しました。
以下のとおり、具体事業一覧として表示しています。



具体事業一覧における前期計画評価の基準

国より示されている行動計画の指針、後期行動計画策定の手引きを勘案し、前期計画を評価する際に、以下の基準をもとに事業の評価を行いました。

前期計画 評価	進 捗 率	平成 20 年度までの実施状況を通じて...
A 1	90%以上	事業内容を拡大（充実）して実施した
A 2	70%以上 90%未満	事業内容は拡大（充実）していないが、明確（数值的）な成果があった
B 1	50%以上 70%未満	事業内容を変更せずに維持・継続して実施した
B 2	20%以上 50%未満	事業内容に変更はないが、明確（数值的）な成果がなかった
C 1	0%以上 20%未満	新規事業として掲げ、実施を検討している
C 2	事業未実施・中止	事業内容を縮小または廃止した
-	新規事業	後期計画における新規事業

行動計画

1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

(1) 子どもの健全育成対策の充実

[現状と課題]

家庭や学校だけでなく、自然や地域は子どもにとって大切な生活の場です。子どもたちは地域の人々とふれあうとともに、自然環境を通じた体験活動による「生きる力」や人を思いやるこころ、健康な心身を育みます。

アンケート結果から、地域活動やグループ活動の参加状況として「スポーツ活動」に参加している割合が7割以上と高くなっています。

一方で、町内で参加数が減少しているスポーツ少年団があることや、子ども会と老人クラブとの交流活動・各公民館活動など活動状況が地域によって差が出ている状況がみられます。

そこで、本町の豊かな自然・歴史・文化資源を生かした体験活動や小中学校での環境教育、国際理解教育を地域ぐるみで推進することによって、子どもたちの問題を解決する力や人を思いやるこころ、たくましく生きるための健康な心身を育むことが重要です。

[施策の方向性]

- 地域活動の推進
- 遊び場の充実
- 地域の歴史・環境教育の推進
- スポーツ環境の整備
- 豊かな感性を磨く活動の充実
- 国際意識・理解の促進



[具体事業一覧]

地域活動の推進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
子どもと高齢者の 交流促進	次の時代を担う子どもたちに地域の文化・伝統を伝えていくことは豊かなまちづくりにつながっていきます。高齢者がこれまで培ってきた知識や技能や日本の伝統文化としての昔の遊びを、子どもたちやその親の世代に伝えるとともに、高齢者に対する思いやりや尊敬の念を深めることができるよう、地域での行事などを中心に、子どもと高齢者との交流の場づくりを拡充し、多世代間の交流を促進します。	A 2	継 続
		事業内容を追加して、事業を継続	
自然を生かした体 験活動の充実	本町は豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然を次の世代に伝えていくために、また、自然を愛するところを育むために、各種団体（公民館、学校、幼稚園・保育園、幼稚園など）で自然を生かした活動を積極的に実施します。	A 2	継 続
		「事業名」「事業内容」を見直し、事業を継続	
親子で参加できる イベント・講座の開 催	親子と一緒に遊び・学び、他の親子と情報交換することによって、コミュニケーションを図り、親子で楽しむことができる催し物を積極的に開催します。また、乳幼児から小・中学生の各段階に応じて参加できる催し物の企画や実施体制の整備を、地域が地域資源を活用しながら主体的に推進します。	B 1	充 実
		「事業内容」を見直し、事業を充実	
子育て講演会・教室 の開催	子どもの遊ばせ方やしつけなどに悩んでいる家庭が非常に多くなっています。本来家庭がもつ教育力の向上を図るため、幼稚園・保育園、幼稚園、公民館、図書館、子育て支援センターなどを活用して、子育て講演会・教室などを開催します。		充 実
		新規事業として追加	
子どもだけで参加 できるイベント・講 座の開催	小学生、中学生を対象に、異なる年齢が交流しながら子どもだけで参加できる講座などの充実を図ります。また、子どもたちが自ら企画し、運営できるイベント等の実施を検討します。	B 1	充 実
		事業を充実	
子ども会の活性化	子どもの手による子ども会活動ができるよう、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を、子ども会育成指導者連絡協議会をはじめ関係団体との連携により図ります。	A 2	継 続
		事業を継続	
ボランティア体験 の充実	誰もが支え合いの意識を持ち、気軽にボランティアの担い手になれるよう、地域住民や各種団体と協力して、子どものボランティア体験機会の充実を図ります。	A 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	

遊び場の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
安心して遊ぶことができる場の確保	地域の公園で、子どもがより安心して遊ぶことができるように、地域の大人が集え、見守る場として見直しを図ります。そのために、子どもたちの育ちの場、放課後の子どもたちの居場所、あらゆる世代の健康づくりの場、地域住民の交流の場などとして見直しを図ります。	C 1	拡 充
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を拡充	
公民館の活用	子どもが天候に左右されず遊ぶことができ、乳幼児をもつ親が子どもとともに交流できるように公民館を有効に活用する方向で検討します。	C 1	拡 充
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を拡充	
園庭の開放	幼稚園・保育園、揖斐川子育て支援センターが、通常の開園中に園庭を開放することで、乳幼児をもつ親子がふれあう機会の場を提供できるように配慮します。	B 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
地域の歴史・環境教育の推進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
地域を知る講座の開催	子どもたちが自分の生まれ育った地域を大切に思い、暮らし続けたいと思えるよう、地域の伝統文化や自然環境を学ぶ機会の充実を図ります。子どもたちと地域の高齢者が一緒に、ふるさと探訪記を作ったり、伝承遊びを通して交流したりできる参加型講座とします。	B 1	拡 充
		「事業内容」を見直し、事業を拡充	
環境教育の推進	ふるさとの自然を守り次の世代に継承していくことは、そこに住む人々の心のやすらぎを守り続けていくことにほかなりません。子どもたちをはじめすべての住民が地域の自然環境を大切にする気持ちと世界的な視野でものを見る力を育むため、社会教育・学校教育のさまざまな場面で環境保全への理解や関心を深める機会をつくります。	B 1	継 続
		事業を継続	
スポーツ環境の整備			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
スポーツ少年団等の育成	幼少期のスポーツ体験は身体発達や運動習慣の定着を促すとともに、社会性を養う重要な要素です。しかし団員・指導者の減少などが問題になっており、今後は指導者の養成・発掘を力点に、児童期のスポーツ機会の提供にさらに寄与できるよう努めます。	B 1	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
生涯スポーツ教室等の充実	各地域の体育施設を活用して、社会体育事業としての学校以外でのスポーツ活動を推進、展開することにより年齢に応じた身体作りを目指し、生涯スポーツ活動を確立します。児童の分野に関しては幼児体育教室、幼児・小学生水泳教室、小学生の各種スポーツ教室の充実を図ります。	B 1	拡 充
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を拡充	

豊かな感性を磨く活動の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
読書活動の推進	ブックスタートだけでなく、本や絵本の読み聞かせを通して、言葉を学び、教養や感性を磨き、表現力や創造力を豊かにするとともに、親子のふれあいを深められるよう、読書活動を推進します。	A 2	継 続
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を継続	
子ども文化・創作活動の推進	子どもの豊かな心と感受性を育むため、芸術に親しんだり、創作活動を行う機会の充実を図ります。	A 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
国際意識・理解の促進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
幼児教育・学校教育における国際理解の推進	外国人との交流を通して、異文化に関する理解を深め、外国語を介したコミュニケーション能力の育成を図ります。	A 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
小中学生交流派遣事業の充実	小中学生を海外または国内の他地域に派遣し、異文化交流や生活習慣などを学ぶことにより、広い視野と感覚を身につけ、いろいろな地域との交流と親善を図る小中学生交流派遣事業は、今後も継続して実施します。	A 1	継 続
		事業を継続	

(2) 教育環境の充実

[現状と課題]

家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として園や学校の果たす役割は大きくなっています。

アンケート結果では、幼稚園・保育園、幼稚園、学校で大切にしてほしいことの回答として、就学前児童、小学生ともに「のびのびと育て、自主性や意欲を伸ばすこと」、「規則正しい生活態度を身につけること」、「あいさつやお礼をきちんとと言えること」が上位となっています。

幼稚園・保育園、幼稚園では幼児教育として、豊かな感性や自主性を育むとともに、健康生活を踏まえた基本的な生活習慣の自立、言葉の発達など日常生活の基礎を身につけることが求められています。

学校では、児童生徒の実態や教育課題、地域性等を踏まえて特色ある教育活動が求められています。特に、学習指導要領の改訂に伴い、新たな目標や内容を踏まえた教育課程の編成・実施により、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体の育成が求められています。

また、いじめ、不登校、非行等の問題には、子どもや保護者、教職員に対する教育相談体制のさらなる充実が求められています。

すべての子どもが、社会の変化において主体的に「生きる力」を備え、さらに知・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等を育成する取り組みが必要となっています。

[施策の方向性]

幼児教育の充実

学校教育の充実

教育・保育の連携

相談・支援の充実



[具体事業一覧]

幼児教育の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
幼児教育の推進	幼稚園・保育園、幼稚園でともに求められている基礎となる幼児教育とは、豊かな感性を磨くこと、自主性を育むこと、健康や基本的な生活習慣、言葉の発達など日常生活の基礎を身に付けることです。保育内容（教育の向上、職員研修の充実など）のさらなる充実を通して、幼児教育の振興を促進します。	C 1	充 実
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を充実	
創意工夫した幼児教育の促進	保育所保育指針や幼稚園教育要領改定に伴い特色ある園づくりが大きな課題となっています。地域ごとに児童の実態や地域資源を踏まえて、創意工夫し、特色のある地域ならではの園づくりを検討します。	-	充 実
		新規事業として追加	
学校教育の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
教職員の資質・指導力の向上	学校における教育指導を充実させるためには、教職員の資質・指導力の向上を図ることが重要になります。県教育委員会及び揖斐郡教育研修センターが実施する各種研修会に加えて、地域の実態や学校のニーズに応じた町独自の研修を実施し、学校の教育水準を保障できる人材を育成します。	-	継 続
		新規事業として追加	
特色ある教育活動の推進	地域に根ざした学校づくりを推進する上で児童生徒の実態や地域の特性を生かした教育活動を展開することが不可欠です。地域の教育資源の活用や ICT の利用、早寝早起き朝ごはん運動の推進、学校図書館教育の充実、言語活用能力の育成、体験活動の充実等、町独自の教育活動を推進します。	-	継 続
		新規事業として追加	
道徳教育・人権教育の充実	“常識”や“モラル”を身につけることは、『生きていくための力』を身につけることといっても過言ではありません。あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくように努めます。また、子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合うところを育て、差別や偏見がなくなるよう、学校と地域の連携による人権教育を進めます。	B 1	継 続
		事業を継続	
特色ある学校づくりの推進	各学校においてそれぞれの地域の特色を活かした学校づくりを推進します。	A 2	拡 充
		事業を拡充	
豊かな体験活動の推進	自然環境に恵まれた地域資源を積極的に活用し、児童生徒が地域をフィールドにした体験活動に取り組み、情操や人間性を豊かにする教育実践を推進します。	-	継 続
		新規事業として追加	

教育・保育の連携			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
幼児教育に関する 交流	異なる制度のもとで幼児教育に関わってきた幼稚園・保育園、幼稚園及び小学校の情報を交流できる体制をつくります。	-	充 実
		新規事業として追加	
福祉教育の充実	高齢者や障がい者との交流活動や体験学習等を通じて、児童・生徒の福祉への関心を高めていく必要があります。このため、低年齢児期から福祉教育の充実を図るため、各園・小学校が施設訪問や行事などを通して、地域の高齢者や障がい者とのふれあい活動などの交流活動を推進します。	B 1	充 実
		「事業内容」の見直し、事業を充実	
交流研修会の開催	保育士や幼稚園、小学校の教諭が同じ場で教育の方向性について話し合ったり、情報を交換したりできる交流研修会の開催を充実します。	C 1	充 実
		「事業内容」の見直し、事業を充実	
学校間及び校種間 の連携強化	本町は町村合併によって広域となり、町内各地域に幼稚園・保育園、幼稚園と小学校、中学校、県立学校などが設置されています。各園・学校が相互に交流したり連携を強化したりすることを通して児童生徒がふれあいを深め、健全育成に取り組みます。	-	継 続
		新規事業として追加	
相談・支援の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
いじめや不登校な どへの対応	子どものこころの問題は、学校だけではなく地域全体で取り組むべき問題です。学校、家庭、PTA、自治会、子ども相談センター等関係機関が協力し取り組みます。また、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。	A 2	継 続
		事業を継続	
各種相談機関の充 実	いじめや不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため教育相談、適応指導教室の充実に努めます。	B 1	継 続
		事業を継続	

(3) 次代の親の育成

[現状と課題]

今の子どもたちや若い世代は、きょうだいの数が少なく、子どもの世話をした経験も少ないため、育児に通じる体験が希薄になっていると言われています。

幼稚園・保育園、幼稚園の職場体験を希望する中学生が増え、体験活動を通して子どもに慕われる喜びを感じ、高校生は地域の夏祭りや運動会などのボランティア活動に積極的に参加し、人を思いやることや奉仕の気持ちを学ぶ機会が増えています。これら次代の親として、子育て意識や自立して生きる力を育む活動の成果が見られています。

一方で、保護者に対して、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義についての教育や啓発が求められています。

これらのことから、これから親になる世代からすでに親になっているすべての世代に対し、親としての役割や家庭としての役割に対し、認識と責任を持てるよう、地域による親育て、親教育への援助を強化していくことが課題となっています。

また、近年の世界的不況による経済情勢の変動は、不安定収入や無職となる若者が増え、豊かな人間性や自立して生きる力を育むことが困難になってきました。

就労などを通じ、自立意識を向上させるための環境整備や健康で豊かな生活のための時間が確保できるよう地域をあげた取り組みを確保していくことが必要です。

[施策の方向性]

若い世代の子育て意識の醸成

男女ともに関わる子育ての推進

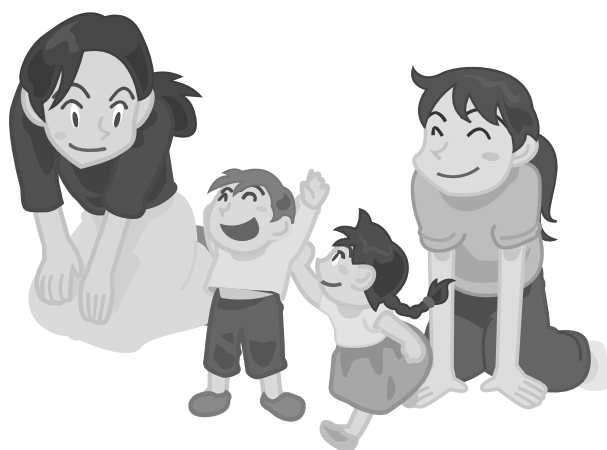
地域の子育て意識の醸成

若い世代の自立促進

[具体事業一覧]

若い世代の子育て意識の醸成			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
中高生の保育体験の促進	乳幼児を対象とした事業でのふれあい体験や幼稚園・保育園、幼稚園での保育体験を実施します。保育体験を通して、乳幼児に関する知識や関心を深めるとともに、子どもに慕われる喜びを感じたり、感動することができるように、次代の親として自立する力を身につける支援に努めます。	A 2	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
性教育の充実	思春期の子どもが、妊娠・出産・育児など子育てに関する知識や子どもを生み育てることの意義、親になることの大切さを学ぶための性教育等を充実します。	B 1	継続
		事業を継続	
親づくりのための支援	子どもは幼稚園・保育園、幼稚園、学校、地域の中で成長していきますが、基本的な生活習慣や常識・マナーなどを身につけるのは家庭です。しかし、家庭の教育力、子育て力は弱体化してきており、親づくりのための支援が必要になっています。このため、中高生による保育体験、いのちの教室、生涯学習における親であるための講座の開催など、各世代、段階に応じた学習機会を提供します。	B 1	継続
		事業を継続	
男女ともに関わる子育ての推進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
男女共同による子育て等の推進	子育てをはじめ介護や家事全般について、性別による役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識を高めるための教育やPRを、地域、学校、職場などさまざまな場面において進めます。	B 1	継続
		事業を継続	
男性の子育て参加の促進	男性の子育てや家事などへの参加を促すため、男性を対象とした料理教室や父親のための育児教室を企画します。	C 1	拡充
		事業を拡充	
「父親の会」の設立支援	日頃、学校との関わりが少ない小中学生の父親が、積極的に子育てや地域行事に参加できるよう、学校行事や地域の子どもの見守りなどを行う「父親の会」の設立を支援します。	B 2	継続
		事業を継続	
地域の子育て意識の醸成			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
地域子育て支援の協力要請	地域における子育て支援体制の構築をめざし、子育て家庭が抱える問題を住民が理解し、地域全体の問題として捉えられるよう、情報提供・啓発を行うとともに、協力を要請します。	B 1	拡充
		事業を拡充	

若い世代の自立促進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
若者の自立意識啓 発	若者が家庭を持たない(持てない)原因の一つに自立意識の低下があると考えられます。若者が自分の力でたくましく生きていくために、職業意識や自立意識を持てるよう、教育をはじめさまざまな場面で啓発を行います。	B 2	継 続
		事業を継続	
職業体験の充実	在学中から職業意識を形成することは、将来の適切な職業選択につながります。総合的な学習の時間などを通して中学生の職業体験を推進し、社会のしくみや働くことの意義を学ぶ場を設けます。	B 1	継 続
		事業を継続	
若者の就労支援	公共職業安定所など関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。	B 2	拡 充
		事業を拡充	



2 すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1) 保育・子育て支援策の充実

[現状と課題]

「子どもは親の愛情を受けて育てられ、親は安心して子育てをする」ための支えとして保育・子育て支援策は欠かせません。

近年、子育て家庭における共働きが増え、勤務形態の多様化により、就労していない母親も潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。育児休業後の仕事復帰を希望する家庭が多く、低年齢児の途中入園が増えることで、急増する入園希望への対応が重要となっています。

保護者の疾病、仕事等によって家庭における子育てが一時的に困難となる緊急時の対応などに関する子育ての不安や負担を軽減するため、すべての子育て家庭が利用しやすい保育サービスの提供体制を見直し、対応していくことが求められています。

また、保育・子育て支援を利用者が選択できるように、インターネットをはじめとする情報提供の充実を図るとともに、各幼児園・保育園、幼稚園、子育て支援センターを中心に、身近に信頼できる相談体制の構築を推進する必要があります。

[施策の方向性]

特別保育等の充実

緊急時における子育て支援の充実

保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実

[具体事業一覧]

特別保育等の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
低年齢児保育の拡充	0～2歳児を対象とした低年齢児保育については、年度途中の受け入れなど、利用しやすい環境の整備に努めます。	A 2	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
延長保育の拡充	町内1園において実施していますが、利用者の様々なニーズの動向を把握しながら、今後他園での延長保育の実施を検討します。	A 2	拡充
		「事業内容」を見直し、事業を拡充	
私立幼稚園の預かり保育の促進	利用者ニーズの動向を把握しながら、通常の教育時間終了後も引き続き園児が過ごせるように、私立幼稚園の預かり保育を促進します。	B 1	継続
		事業を継続	

一時預かり保育の 拡充	保護者の疾病、就労、冠婚葬祭等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに利用できる一時預かり保育を町内1園において実施していますが、今後他園でも利用者の様々なニーズの動向を把握しながら、拡充に努めます。	B 1	拡 充
		「事業内容」を見直し、事業を拡充	
病後児保育の推進 及び病児保育の検 討	病気中の子どもをもつ親を支援するために、医療機関等と連携を図りながら、町内外の施設を含めた広域で対応できるように整備します。	C 1	継 続
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を継続	
緊急時における子育て支援の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
短期入所生活(ショ ートステイ)事業の 推進	保護者の疾病、仕事等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、保護者の暴力等により緊急一時的に家庭外での児童の保護を必要とする場合など、利用者ニーズに対応できるよう、関係機関などと連携強化を図ります。	-	継 続
		新規事業として追加	
夜間養護(トワイ ライトステイ)事業の 推進	保護者の仕事等の事由によって、恒常的に帰宅が夜間に渡たる場合や休日に不在の場合等で児童に対する生活指導や家事等に困難を生じている場合には、その児童を実施施設において保護し、生活指導・夕食を提供するなど、利用者ニーズに対応できるよう、関係機関などと連携強化を図ります。	-	継 続
		新規事業として追加	
保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
相談体制の充実	子育て家庭における育児不安や孤立感を解消するためには、身近なところに気軽な相談相手や相談窓口があることと同時に、専門性を備えた信頼できる相談機関が求められます。子育て全般、子どもの発達、教育など様々な相談に的確に対応できるよう、幼児園・保育園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター、学校等の相談体制の強化・連携を図ります。	A 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
インターネットに よる情報提供	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも簡単に得られるように、子育て支援ホームページを充実させます。	B 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
子育て情報ガイド ブックの作成	子育てに関する本町の広範な情報が得られるように、福祉、教育、保健、医療など多様な分野にわたる情報をまとめたガイドブックを作成します。	C 1	継 続
		事業を継続	

(2) 地域における子育て支援の充実

[現状と課題]

家庭は親子の絆や家族のふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を持っています。しかし、核家族化や地域の子育て機能の低下により、子育てに対する負担や不安が高まっています。

本町では、揖斐川子育て支援センター（平成17年4月）を開設し、主に未就園児親子の交流・相談の場をとして重要な役割を担っています。留守家庭児童教室においては、現在、4小学校区（平成21年4月現在）で開設し、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童の放課後における生活の場となっています。

今後も引き続き、すべての子育て家庭が安心して子育てをできるように、子育て支援センターや留守家庭児童教室など、地域における子育て支援施設や仕組みに対する環境整備や内容の充実を図ることが求められています。

また、子育てに関する情報の入手方法については「近所の人、知人、友人」が7割以上と高く、地域の子育ての先輩からの情報が安心感を与えていることがうかがわれます。

地域の住民同士の支えあいを活性化していくためにも、子育て支援ボランティアに対する意識を高め、安心して気軽に子育てができる、住民主体による子育て支援を促進する必要があります。

[施策の方向性]

- 子育て支援センターの充実
- 留守家庭児童教室の充実
- 住民主体の子育て支援

[具体事業一覧]

子育て支援センターの充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
揖斐川子育て支援センターの充実	低年齢児の親子が安心して過ごせる場、仲間づくりができる場、育児相談、子育て支援に関する情報提供、幼児園・保育園、幼稚園併設の地域子育て支援センターの中心的、補完的役割を担います。	-	充 実
		「事業名」・「事業内容」を見直し、事業を充実	
揖斐川子育て支援センターの事業内容の充実	地域の幼児園・保育園や公園などへおもちゃ等をもって出向き、遊びの場の提供や育児相談を行う出前保育の充実、私立幼稚園との子育て支援の連携、子育てサークルやリーダーの育成などに努めます。	-	継 続
		「事業名」・「事業内容」を、事業を継続	

幼児園・保育園併設 地域子育て支援セ ンターの充実	地域子育て支援センターは、地域における子育て不安 解消のための重要な拠点です。住民が気軽に利用できる よう、環境の整備や内容の充実を図ります。	C 2	継 続
		「事業内容」を見直し、 事業を継続	
幼児園・保育園併設 地域子育て支援セ ンターの事業内容 の充実	未就園児の保護者に対する育児相談や子育て支援に 関する情報提供、園庭開放の充実を図ります。	B 2	継 続
		「事業内容」を見直し、 事業を継続	
公民協働の地域子 育て支援体制の推 進	地域の私立幼稚園が行う相談事業、地域開放事業をは じめ民間の地域子育て支援活動への支援・連携を強化 し、公民協働の地域子育て支援体制を推進します。	C 1	継 続
		事業を継続	
留守家庭児童教室の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
留守家庭児童教室 の拡充	留守家庭児童教室は、現在 4 小学校区に開設していま すが、各地域のニーズの動向を把握しながら未実施の 小学校区での開設を検討します。	B 1	継 続
		「事業内容」を見直し、 事業を継続	
留守家庭児童教室 の内容充実	開設日や受入時間の拡大など利用者のニーズに応じ た内容の充実を図ります。	A 1	拡 充
		「事業内容」を見直し、 事業を拡充	
住民主体の子育て支援			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
子育てサロンへの 支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する 子育てサロンの開設を推進します。また、おもちゃの 貸し出しや会場提供などを行い、継続的な活動を側面 的にサポートします。	C 1	継 続
		事業を継続	
子育てサークルの ネットワーク化	子育てサークル間のネットワーク化を図り、情報の共 有化や交流会の実施などを通して活動の活性化を図 ります。	C 1	継 続
		事業を継続	
子育て支援ボラン ティアの育成	子育てサロンにおける相談や、母子保健事業への協 力、イベント開催時における託児等、子育て支援にか かわるボランティアを呼びかけるとともに、その活動 を支援します。	C 1	継 続
		事業を継続	
ファミリー・サポ ート・センター事業の 推進	援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助 活動を、町内単独だけではなく、広域的な実施の取り 組みができるように推進します。	-	継 続
		新規事業として追加	

(3) 特別な援助を要する子どもへの対応

[現状と課題]

障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人へと切れ目のない、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談支援体制の充実が求められています。

本町では、幼児園・保育園に加配保育士を配置し、小中学校に特別支援学級の増設や通常学級への支援員の増員などを進めてきました。また、平成21年4月には揖斐特別支援学校が開校され、同年10月よりタイムケア事業に取り組むなど、障がいのある子どもの育児から就労まで一貫した親への支援を推進しています。今後も引き続き、切れ目のない支援に向けて関係機関の連携を進める必要があるとともに、地域住民のノーマライゼーションへの理解を深め、支援のあり方を普及、啓発する必要があります。

ひとり親家庭においては、家事・育児の負担が大きく、家庭でも様々な問題を抱えているため、子育てと就労の両立に向けた支援を検討する必要があります。

[施策の方向性]

障がいのある子どもの保育・教育の充実

ひとり親家庭の自立支援の推進



[具体事業一覧]

障がいのある子どもの保育・教育の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
障がい児保育の充実	障がいのある子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、障がいのある子どもの発達を促進するとともに、相互理解によるノーマライゼーション理念の浸透を図ります。また、重度の障がいのある子どもも地域の中で安心して保育が受けられるよう、保育士等職員の研修会への派遣、勉強会の開催等により、関係機関との連携を図りながら、その職員の技術・専門性の向上を図ります。	A 2	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
特別支援教育の充実	障がいの程度に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図り、一人ひとりの状態に応じ社会的自立の力を育成します。また、障がいのある児童の体験学習、校外学習等を促進し、社会生活に必要な知識や技能の育成を図ります。	A 2	継続
		事業を継続	
障がいのある子どもをもつ親への支援	親の精神的な負担を軽減し、親子が向き合う上で継続的な心の支援が必要となります。そのため、訪問指導、相談、ピアカウンセリング等での相談体制の充実に努め、子どもの成長段階において切れ目のない、親子がともに成長できるよう、地域療育システム体制をはじめとした支援体制の整備を図ります。また、親への就労支援を図るため、関係機関と連携をして、タイムケア事業（＝放課後等の一時預かり）を充実させます。	A 2	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
ひとり親家庭の自立支援の推進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
ひとり親家庭リフレッシュ事業の実施	ひとり親家庭が求める支援ニーズを的確にとらえ、母子家庭および父子家庭の親子を中心に、子どもとふれあうための交流会やレクリエーションなどの事業を実施します。	B 2	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援として、保育サービスの充実、職業訓練の情報提供、関係機関と連携した相談体制の強化による就労支援に努めます。	C 1	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	

(4) 仕事と子育ての両立の推進

————— [現状と課題] —————

アンケート結果から、女性が、子育てをしながら働き続けるために必要なこととして「配偶者の育児協力」、「上司・同僚の理解」、「産休・育休明け保育の充実」との回答が多く、仕事と子育ての両立は、働く親にとって大きな課題となっています。

子育てがしやすい環境をつくるためには、家族の時間や私的活動の時間を大切にすることが重要です。そのためにも、育児・介護休業制度等のPRをはじめ、企業に対する働きかけを継続する必要があります。

また、出産などを機に一旦離職したものの、再就職したいと考えている母親が多くなっています。

子育てをはじめとした家庭生活や仕事は、男性女性問わず、それぞれ欠かすことができない重要な役割です。国が示す重点的な取り組みでもある「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」に向けて、住民の働き方の見直しを促し、すべての働く親がゆとりを持って子育てができるよう、企業等の理解を得ながら両立支援を進める必要があります。

————— [施策の方向性] —————

育児・介護休業制度等の普及促進

ワーク・ライフ・バランスの実現の推進

育児中の母親の再就職支援

[具体事業一覧]

育児・介護休業制度等の普及促進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
育児・介護休業制度等の情報提供	育児・介護休業制度に関する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、企業に対し、育児・介護休業を取得し職場復帰がしやすい環境整備を要請します。父親の育児参加を進めるため、男性にも育児休業制度の取得の周知啓発を推進します。	C 1	継続
育児・介護休業を取得した人の職場復帰への支援	育児・介護休業取得者の代替要員を確保し、育児・介護休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給される育児・介護休業者代替要員確保等助成金などの制度についてPRします。	C 1	継続
ワーク・ライフ・バランスの実現の推進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
ワーク・ライフ・バランスの啓発	国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けて、住民、事業所などに対して、男性の子育てへの参加、事業所の子育て家庭への支援等について啓発にします。	-	継続
一般事業主行動計画の策定支援	101人以上の事業主はもとより、100人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供、相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけます。	C 1	継続
育児中の母親の再就職支援			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
再雇用・再就職のための情報の提供	出産や子育てにより一時退職した人の再就職を支援するために、町内の事業者に対し、育児・介護休業法に基づく厚生労働大臣の指定法人である(財)21世紀職業財団が行う両立支援に関する事業主等に対する助成金等や相談に関する情報を提供します。	C 1	継続
再雇用制度のPR	育児・介護休業制度の定着をはじめとする環境整備を働きかけるとともに、再雇用制度の導入のためのPRを行います。	C 1	継続

(5) 子育ての経済的負担の軽減

————— [現状と課題] —————

近年の世界的不況の影響により、雇用情勢は一段と厳しくなり、子育てに関する経済的負担は、精神的負担や身体的負担とともに、子育て家庭にとって大きな課題となっています。

本町では、これまで児童手当の支給や医療費等の負担軽減について対象年齢の引き上げなど、様々な施策の拡充を図ってきました。

アンケート結果では、理想の子ども数よりも実際にいる数が少ない理由として「子育てや教育にかかる費用が大きい」がもっとも高く、自由意見においても経済的支援を求める声が多くあがっていることから、さらなる子育てに関する手当の支給、保育料・教育費や医療費等の負担軽減を図るとともに、子育て家庭への制度に関する情報の周知を行う必要があります。

————— [施策の方向性] —————

各種手当等の支給

保育料・教育費の負担軽減

医療費等の負担軽減

[具体事業一覧]

各種手当等の支給			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
子ども手当等の支給	子ども手当（児童手当含む）児童扶養手当、特別児童扶養手当などについて、制度の周知に努めます。	A 2	継 続
		事業を継続	
すこやかベビー祝金の支給	子どもを安心して産み育てることができる独自のサービスです。出産者が出産日以前に町内に 6 か月以上住所登録があり、出産後引き続き 1 年以上居住すると見込まれる場合に「すこやかベビー祝金」を支給します。	-	継 続
		新規事業として追加	
保育料・教育費の負担軽減			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
保育料の軽減	国の徴収基準額に対し減額措置を講じるなど保育料の負担軽減に努めます。	A 2	継 続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
幼稚園への就園支援	本町には私立の幼稚園が 1 か所ありますが、幼児教育の選択肢を少しでも増やすため、私立幼稚園就園奨励費の補助対象を 3～5 歳児とすることを検討します。	B 1	拡 充
		事業を拡充	
奨学激励金の支給	ひとり親家庭等を対象に、高校、工業高等専門学校等への入学時に、奨学激励金を支給します。	B 1	拡 充
		事業を拡充	
医療費等の負担軽減			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
乳幼児・児童、生徒医療費の助成	義務教育終了までの乳幼児・児童、生徒を対象とした医療費の助成を引き続き実施します。	A 1	継 続
		「事業名」、「事業内容」を見直し、事業を継続	

(6) 子どもと家族の人権を守るための支援

————— [現状と課題] —————

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになるため、迅速かつ適切な対応が求められています。

本町では、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の連携のもと「揖斐川町要保護児童、高齢者虐待、DV防止地域対策協議会」(平成19年1月設置)を組織し、様々な事案対策に努めています。

また、自分自身と他人の人権を尊重できるように、子どもの人権の理解についての講演会やCAP(子どもへの暴力予防教室)の開催をしています。

子どもの権利擁護に対する認識は年々高まっているものの、児童虐待は後を絶たず、児童の意見を表明する権利など、まだまだ意識へ浸透していないことがうかがわれます。

今後も引き続き、児童の権利擁護への意識を啓発するとともに、児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)などの予防啓発・早期対策として、民生児童委員・主任児童委員などによる地域の見守りを強化する必要があります。

————— [施策の方向性] —————

子どもの人権に関する啓発

児童虐待防止ネットワーク等の充実

[具体事業一覧]

子どもの人権に関する啓発			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
子どもの人権に関する啓発	子どもの人権に対する意識を高めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の啓発・普及に努めます。	B 1	継 続
		事業を継続	
人権教育の推進	学校教育の場はもとより社会教育、地域活動など様々な場面において、人権教育を推進し、住民一人ひとりが人権を尊重することを自然に受け入れることができる地域づくりをめざします。	B 1	継 続
		事業を継続	
児童虐待防止ネットワーク等の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
児童虐待の予防啓発および早期対策	地域と関係機関が連携して、住民に対し児童虐待を発見した場合の通報義務についての啓発に取り組み、早期対策につなげます。	A 2	継 続
		事業を継続	
児童虐待防止ネットワークの強化	幼稚園・保育園、幼稚園、学校、保健センター、民生児童委員・主任児童委員、子育て支援センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化し、児童虐待の防止、早期対策、援助などの総合的な取り組みを推進します。また、被害にあった子どもに対する専門家のカウンセリング等の支援体制の迅速な対応によって重篤化を防ぎます。	B 1	充 実
		事業を充実	
D V の防止と家族への支援	子どもの権利擁護の観点から、女性相談センター等との連携を図り、D V が子どもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇した子どもへの精神的なケアなど必要な支援を行います。	B 2	継 続
		事業を継続	

3 健やかに生み育てる環境づくり

(1) 子どもと親の健康の確保と増進

— [現状と課題] —

女性にとって妊娠・出産は、短期間で心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」に対する希望や不安を抱える時期です。そのため、出産に向けた健康管理や子育ての知識・技術の習得など、親になるための準備が不可欠となります。

本町では、妊婦教室などに継続して参加する妊婦が多く、妊婦同士の交流により育児不安の解消が進んでいます。一方で、ハイリスクの妊婦や若年妊婦に対する情報を早期の段階で把握していくことが求められています。

妊娠から出産、乳幼児期を通じた子どもと親の主体的な健康づくりを支援することが求められている中で、引き続き、健康診査や訪問指導、各種保健指導・教室による母子保健事業の充実が必要です。

— [施策の方向性] —

安全な妊娠と出産の確保
母子の健康の保持と増進
保健指導・教室の充実

— [具体事業一覧] —

安全な妊娠と出産の確保			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
妊婦教室の充実	出産を迎える男女に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場とすることに重点を置いて妊婦教室を開催していきます。対象は妊婦とその夫とし、出産・子育てにあたっての心構え、必要な知識・技術についての講義や栄養実習・歯科指導等を行うとともに、各種サービスや地域の中の子育て支援について周知を図ります。	B 1	継 続
妊婦健康診査の充実	安全な出産のため、妊婦健康診査の充実を図ります。また、受診率の向上を図るためのPRを行います。	A 1	拡 充
			「事業内容」を見直し、事業を継続
			「事業内容」を見直し、事業を拡充

訪問指導の充実	妊産婦の健康管理と出産後の育児不安の軽減を図るために、妊産婦を対象とした訪問指導の充実を図ります。	A 1	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
母子の健康の保持と増進			
事業名	事業内容	前期計画評価	後期計画目標
乳幼児健康診査の充実	乳幼児期は子どもの発達のうえでとても重要な時期です。1歳未満児・1歳6か月児・3歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。また、育児放棄、虐待、発達の遅れなどが未受診の理由である場合が考えられることから、受診勧奨および未受診児のフォローに努めます。健康診査後は幼児教室や乳幼児相談等の紹介を行い、子育て支援センターや各幼児園・保育園等と協力しフォローに努めます。	B 1	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
訪問指導の充実	育児不安の解消と子どもの順調な発達を促進するため、訪問指導の充実を図ります。	B 1	継続
		「事業内容」「事業体制」を見直し、事業を継続	
感染症の予防	感染症予防のため予防接種が安全に受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、予防接種についての正しい知識の普及に努めます。	B 1	継続
		「事業内容」「事業体制」を見直し、事業を継続	
乳幼児相談の充実	乳幼児の発達確認や相談の場であるとともに、親同士の交流や情報交換の場となるような雰囲気づくりに努めます。また、落ち着いて相談ができる雰囲気づくりに努めます。	B 1	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	
保健指導・教室の充実			
事業名	事業内容	前期計画評価	後期計画目標
離乳食教室の充実	離乳食の基礎知識についての学習、調理実習を通じて、「食」の大切さを学ぶ場とします。また、託児などボランティアの協力を得ながら、育児から離れたリフレッシュの場とします。	B 1	継続
		事業を継続	
親子料理教室の実施	親子が楽しみながら料理づくりを体験し、「食」の大切さを学ぶ場として親子料理教室を各地区において実施します。	B 1	継続
		「事業内容」「事業体制」を見直し、事業を継続	
幼児学級の充実	発達相談員や歯科衛生士等の専門家による、子どもとの関わり方、遊び方、虫歯予防等を内容とした幼児学級の充実を図ります。また乳幼児健康診査後のフォローの場としても活用します。	B 1	継続
		「事業内容」を見直し、事業を継続	



(2) 食育の推進

[現状と課題]

毎日の食事によって、身体がつくられ、食事の質によって健康の質が決まります。生涯にわたって健康で暮らしていくためには、“食”に対する意識を高めることが重要です。子ども一人ひとりが食の大切さを理解し、「早寝・早起き・朝ごはん」などの正しい生活習慣を身につけることが大切です。また、乳幼児期は親の生活習慣が大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも重要です。

地域では、住民と行政が協力して毎月開催する食に関する体験活動や健康福祉フェア、公民館まつりなどのイベントを通して、ライフステージに応じた食育を推進しています。

今後も、幼少の頃から“食”を通して食べる楽しさや喜びを実感し、感謝の気持ちを育むとともに、豊かな家族関係づくりや心身の健全な育成を図るため、妊娠期から食育を高める活動、子どもの健康づくりの取り組みなどを充実することが必要です。

[施策の方向性]

妊娠期からの生涯を通じた食育の推進

[具体事業一覧]

妊娠期からの生涯を通じた食育の推進			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
妊娠期の食育	妊婦の食生活については、胎児の健康を大きく左右することから、妊娠期における食育の啓発を進めます。	B 1	継 続
		事業を継続	
乳幼児期の食育	乳幼児期の食事は、体をつくるとともに精神的な発達にも密接に関わってきます。正しい栄養の取り方や正しい食習慣が身につくよう、乳幼児期における食育の啓発を進めます。	B 1	継 続
		事業を継続	
幼児園・保育園、幼稚園における食育	保護者を離れてはじめて生活する場である幼児園・保育園、幼稚園において教育の一環として食に対する基本的な知識が身につくよう、食育の啓発を進めます。	A 2	継 続
		事業を継続	
学校における食育	栄養の基礎知識や食が健康に及ぼす影響に関する学習はもとより、安全な食品の生産や調理と栄養の関係など「食」に関する幅広い知識・技術の習得を学校教育において推進していきます。また、学校給食を有効な教材として活用します。	B 1	拡 充
		事業を拡充	
地域における食育	食生活改善連絡協議会など関係団体等と連携しながら、地域における栄養や食生活に関する学習機会を充実させます。男性や子どもが気軽に参加できる料理教室など楽しみながら、「食」について学べる機会をつくります。	A 2	継 続
		事業を継続	

(3) 小児医療等の充実

[現状と課題]

子どもの健やかな発育、発達を推進するためには、必要な時にいつでもみてもらえ、相談できる小児医療体制を確立することが大切です。

アンケート結果では、充実した子育て支援として「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」の回答が高くなっています。

子どもの命・母子の健康を守るためにも、保健センター、医療機関などの関係機関との連携により、子どもの発育状態・子育ての状態を確認するとともに、不妊治療への治療費支援に取り組む必要があります。

[施策の方向性]

救急医療体制の充実

不妊治療、小児医療等への支援

[具体事業一覧]

救急医療体制の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
救急医療体制の充実	広域的な連携等により、関係機関等と協力して、地域における休日・夜間の小児医療体制の充実を推進します。	C 1	継続
		事業を継続	
受診前相談体制の整備	救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、受診前の相談体制の整備を検討します。また、住民に対しては、救急医療の知識に関する情報提供や学習機会の提供に努めます。	C 1	継続
		事業を継続	
不妊治療、小児医療等への支援			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
不妊に悩む人への支援	体外受精および顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと診断された人を対象とする、特定不妊治療費助成(県事業)についての周知を図ります。また、治療に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。	B 1	継続
		事業を継続	
小児慢性特定疾患患者への支援	治療が長期にわたる小児慢性特定疾患にかかる医療費は、治療研究事業費として公費で負担されます。この制度について周知を図るとともに相談体制の充実にも努めます。	C 1	継続
		事業を継続	

(4) 思春期の保健対策の充実

[現状と課題]

思春期は、身体・精神面における発達が著しい時期であり、この時期の問題と対応が、将来の生活や健康に大きな影響を与えると考えられます。生涯にわたる健康づくりや、母性・父性を育成するうえで重要な時期となります。

今日、若者の中で、性行動、人工妊娠中絶、性感染症、性犯罪等の性に関する問題を始め、薬物乱用、喫煙、飲酒等の低年齢化が進んでいると言われています。

一方で、小学生の保護者のアンケート結果では、性教育について「自分の子どもにはまだ早いから」との理由から子どもと話さないことが多くなっています。

思春期の保健対策として、性や飲酒・喫煙・薬物乱用に関して、年齢に応じた健康教育や相談体制を充実する必要があります。

[施策の方向性]

相談体制の充実

健康教育の充実

[具体事業一覧]

相談体制の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
思春期相談の充実	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床発達心理士、臨床心理士、医療機関、スクールカウンセラー等と連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	C 1	継続
		事業を継続	
健康教育の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
性に関する正しい知識の普及	性感染症が妊娠に及ぼす影響など性感染症の正しい知識の啓発・普及を内容とした健康教育を、医師会等関係団体の協力のもと、次代の親となるべき中学生を対象に実施します。	C 1	継続
		事業を継続	
飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	子どもたちが、アルコール・薬物・タバコの害などについて正しい知識を学び、自らの健康問題を主体的に解決する能力を高めるため、保健センターと学校保健の連携による健康教育を実施します。	C 1	継続
		事業を継続	

4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

(1) 子どもの安全確保

[現状と課題]

子どもが安心して外出するためには、安全で快適な生活環境を整備するとともに、子ども自身が交通ルールを身につける交通安全教育が重要です。

本町では、防犯・防災対策として、地域の防犯ボランティアによる不審者対策が進み、見守り体制の充実が図られています。また、徒歩での通学が困難な児童・生徒に対して、スクールバス、コミュニティバスの運行による子どもの安全を確保しています。

アンケート結果から、保護者が地域に望むこととして、「子どもがいたずらや危険なことをしたときに注意や報告をしてくれる」、「子どもに気軽にあいさつやおしゃべりをしてくれる」、「通園・通学時に安全を確保してくれる」の割合が6割以上と高くなっています。

保護者が地域に期待しているように、子どもが安心して外出でき、のびのびと活動できる地域をめざして、地域による支えを核に関連機関との連携強化を図りながら、交通事故や犯罪、災害から子どもを守る活動の充実が求められています。

[施策の方向性]

交通安全対策の充実

防犯・防災対策の充実



[具体事業一覧]

交通安全対策の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
交通安全教育の充実	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、幼稚園・保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実状に応じた交通安全教室を、警察との連携により実施します。	B 1	継 続
		事業を継続	
通学路等の危険箇所の点検	学校、PTA、地域の協力により通園・通学路の危険箇所の点検を実施し、必要な安全対策を行います。	B 1	継 続
		事業を継続	
チャイルドシート貸与事業等の充実	自動車運転時の事故による死亡を減らすため、シートベルトの着用義務およびチャイルドシートの正しい使用に関する啓発を行うとともに、チャイルドシートの貸与を実施します。	B 1	継 続
		事業を継続	
スクールバスの運行・通学定期券の交付	徒歩での通学が困難な小中学校の児童・生徒に対して、スクールバスの運行を引き続き実施します。	B 1	継 続
		事業を継続	
防犯・防災対策の充実			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
子ども110番の家の推進	子どもを巻き込んだ犯罪等を未然に防ぐため、子ども110番の家など、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難所の充実を図ります。また、住民同士の声かけなど、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進めます。	B 1	継 続
		事業を継続	
子どもが犯罪から自分を守る教育の推進	子ども自身が犯罪等から自分を守る教育を推進します。警察の協力による具体的な防犯教室の開催を検討します。また、学校教育の中にCAP(子どもへの暴力防止)プログラムの導入を図り、子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出す支援を検討します。	B 2	継 続
		事業を継続	
地域の防犯ボランティアの育成	子どもが安心して外で遊べる地域づくりを進めるため、地域住民による防犯ボランティアの育成を支援します。	B 2	継 続
		事業を継続	
日常的な非行防止活動の推進	万引き、未成年の喫煙・飲酒など青少年の非行に対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進します。	B 1	継 続
		事業を継続	
地域防災の推進	本町は、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されています。幼稚園・保育園・幼稚園、学校、地域などで防災教育を推進するとともに、子どもに関連する施設等の耐震補強を進めるなど地域の防災力の向上を図ります。	A 2	継 続
		事業を継続	

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

[現状と課題]

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いでもあります。

アンケート結果では、充実した子育て支援として期待することとして、就学前児童の保護者で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の回答の割合が6割以上と高くなっています。また、子ども連れの外出の際に困ること(困ったこと)として「トイレが子ども連れに対応していない」、「歩道がない」、「おむつを変える場所がない」の回答の割合が高く、子どもに配慮した歩行空間・公共施設等の整備が求められています。

さらに、日頃から町の豊かな自然に親しんでいる子どもたちが、それを誇りに思い、次の世代に継承できるように、地域ぐるみで里山や河川の保全に取り組む必要があります。

[施策の方向性]

良好な住環境の整備

誰もが利用しやすい公共施設等の整備

自然環境の保全

[具体事業一覧]

良好な住環境の整備			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
良好な住環境を備えた公営住宅の整備	公営住宅の建設・建て替えにあたっては、設計段階から子どもや障がいのある人、高齢者など多くの人に配慮して、次世代に渡って住みやすい住宅となるよう努めます。また、既存の公営住宅については、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化に努めます。	B 1	継 続
		事業を継続	
安全な住宅の整備促進	アレルギー性疾患やシックハウス症候群など、住宅に起因する健康被害に対する情報提供を行い、安全な住宅の建設を促進します。	B 1	継 続
		事業を継続	

誰もが利用しやすい公共施設等の整備			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
子どもに配慮した公共施設等の整備	公共施設の整備・改善にあたっては、ハートビル法、交通バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例の基準を遵守するとともに、妊産婦や子育て家族をはじめとする利用者および施設関係者等から意見を聞くなど、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。特に子育て支援という観点から、親子連れの利用が多い場所について、オムツ交換や親子で利用できる多目的トイレの整備、授乳スペースの確保などに配慮します。	B 1	継 続
子どもに配慮した歩行空間の整備	幼児が歩きやすく、ベビーカーでも容易に移動できる平坦で広い歩道の整備に努めます。また、冬期における通学路の安全確保のため、地域住民の協力のもと除雪体制の充実を図ります。	B 1	拡 充
妊婦・乳幼児連れに配慮した公共施設等の駐車場整備	町内の公共施設などの駐車場を整備することで、利用できる環境づくりを推進します。	-	継 続
		「事業名」、「事業内容」を追加	
自然環境の保全			
事業名	事業内容	前期計画 評価	後期計画 目標
里山や河川の保全	子どもたちが豊かな自然に抱かれて育ち、自然に親しむことができるように、そして、それを誇りに思い、次の世代に継承できるように、里山や河川などの自然環境の保全に地域ぐるみで取り組みます。	B 1	継 続
地域における資源循環の推進	ごみの減量化・再資源化を、住民と行政が協働して進めます。人と物の循環を通してごみのリサイクルはもとより環境意識の醸成、環境ボランティアなど人材の育成を推進します。	A 2	継 続

ライフステージに合わせた施策展開

子どものライフステージ（乳幼児期、就学前期、学齢期、青少年期）に沿った各施策や事業を総合的、計画的に展開します。

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12歳～18歳)
1 - (1) 子どもの健全育成対策の充実					
地域活動の推進					
1	子どもと高齢者の交流促進	●	●	●	●
2	自然を生かした体験活動の充実	●	●	●	●
3	親子で参加できるイベント・講座の開催	●	●	●	●
4	子どもだけで参加できるイベント・講座の開催			●	●
5	子ども会の活性化			●	●
6	ボランティア体験の充実			●	●
遊び場の充実					
1	安心して遊ぶことができる場の確保	●	●	●	●
2	公民館の活用	●	●	●	●
3	園庭の開放	●	●		
地域の歴史・環境教育の推進					
1	地域を知る講座の開催			●	●
2	環境教育の推進			●	●
スポーツ環境の整備					
1	スポーツ少年団等の育成			●	●
2	生涯スポーツ教室等の充実		●	●	●
豊かな感性を磨く活動の充実					
1	読書活動の推進	●	●	●	●
2	子ども文化・創作活動の推進		●	●	●
国際意識・理解の促進					
1	幼児教育・学校教育における国際理解の推進		●	●	●
2	小中学生交流派遣事業の充実			●	●
1 - (2) 教育環境の充実					
幼児教育・保育の充実					
1	幼児教育の推進		●	●	
2	創意工夫した幼児教育の促進		●	●	
学校教育の充実					
1	教職員の資質・指導力の向上			●	●
2	特色ある教育活動の推進			●	●
3	道徳教育・人権教育の充実			●	●

		乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)
4	特色ある学校づくりの推進			●————●	
5	豊かな体験活動の推進			●————●	
教育・保育の連携					
1	幼児教育に関する連携		●————●		
2	福祉教育の充実		●————●		
3	交流研修会の開催		●————●		
4	学校間及び校種間の連携強化			●————●	
相談・支援の充実					
1	いじめや不登校などへの対応		●————●		
2	各種相談機関の充実		●————●		
1 - (3) 次代の親の育成					
若い世代の子育て意識の醸成					
1	中高生の保育体験の促進				●————●
2	性教育の充実			●————●	
3	親づくりのための支援				●————●
男女ともに関わる子育ての推進					
1	男女共同による子育て等の推進				●————●
2	男性の子育て参加の促進	●————●			
3	「父親の会」の設立支援			●————●	
地域の子育て意識の醸成					
1	地域子育て支援の協力要請	●————●			
若い世代の自立促進					
1	若者の自立意識啓発			●————●	
2	職業体験の充実			●————●	
3	若者の就労支援			●————●	
2 - (1) 保育・子育て支援策の充実					
特別保育等の充実					
1	低年齢児保育の拡充	●————●			
2	延長保育の拡充	●————●			
3	私立幼稚園の預かり保育の促進		●————●		
4	一時預かり保育の拡充	●————●			
5	病後児保育の推進及び病児保育の検討	●————●			
6	短期入所生活(ショートステイ)事業の推進	●————●			
7	夜間養護(トワイライトステイ)事業の推進	●————●			
保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実					
1	相談体制の充実	●————●			
2	インターネットによる情報提供	●————●			
3	子育て情報ガイドブックの作成	●————●			

		乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)
2 - (2) 地域における子育て支援の充実					
地域子育て支援センターの充実					
1	揖斐川子育て支援センターの充実	●	●	●	●
2	揖斐川子育て支援センターの事業内容の充実	●	●	●	●
3	幼児園・保育園併設地域子育て支援センターの充実	●	●		
4	幼児園・保育園併設地域子育て支援センターの事業内容の充実	●	●		
5	公民協働の地域子育て支援体制の推進	●	●		
留守家庭児童教室の充実					
1	留守家庭児童教室の拡充			●	●
2	留守家庭児童教室の内容充実			●	●
住民主体の子育て支援					
1	子育てサロンへの支援	●	●		
2	子育てサークルのネットワーク化	●	●		
3	子育て支援ボランティアの育成	●	●		
4	ファミリー・サポート・センター事業の推進	●	●	●	
2 - (3) 特別な援助を要する子どもへの対応					
障がいのある子どもの保育・教育の充実					
1	障がい児保育の充実	●	●		
2	特別支援教育の充実			●	●
3	障がいのある子どもをもつ親への支援	●	●	●	●
ひとり親家庭の自立支援の推進					
1	ひとり親家庭リフレッシュ事業の実施	●	●	●	●
2	ひとり親家庭への就労支援	●	●	●	●
2 - (4) 仕事と子育ての両立の推進					
育児・介護休業制度等の普及促進					
1	育児・介護休業制度等の情報提供	●	●		
2	育児・介護休業を取得した人の職場復帰への支援	●	●		
3	一般事業主行動計画の策定支援				
育児中の母親の再就職支援					
1	再雇用・再就職のための情報の提供	●	●	●	●
2	再雇用制度のPR	●	●	●	●
2 - (5) 子育ての経済的負担の軽減					
各種手当等の支給					
1	子ども手当等の支給	●	●	●	●
保育料・教育費の負担軽減					
1	保育料の軽減	●	●		
2	幼稚園への就園支援		●	●	

		乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)
3	奨学激励金の支給				●
医療費等の負担軽減					
1	乳幼児・児童、生徒医療費の助成	●	●	●	●
2 - (6) 子どもと家族の人権を守るための支援					
子どもの人権に関する啓発					
1	子どもの人権に関する啓発	●	●	●	●
2	人権教育の推進		●	●	●
児童虐待防止ネットワーク等の充実					
1	児童虐待の予防啓発および早期対策	●	●	●	●
2	児童虐待防止ネットワークの強化	●	●	●	●
3	DVの防止と家族への支援	●	●	●	●
3 - (1) 子どもと親の健康の確保と増進					
安全な妊娠と出産の確保					
1	妊婦教室の充実	●			
2	妊婦健康診査の充実	●			
3	訪問指導の充実	●			
母子の健康の保持と増進					
1	乳幼児健康診査の充実	●	●		
2	訪問指導の充実	●	●		
3	感染症の予防	●	●	●	●
4	乳幼児相談の充実	●	●		
保健指導・教室の充実					
1	離乳食教室の充実	●	●		
2	親子料理教室の実施	●	●	●	
3	幼児学級の充実	●	●		
3 - (2) 食育の推進					
妊娠期からの生涯を通じた食育の推進					
1	妊娠期の食育	●			
2	乳幼児期の食育	●	●		
3	幼児園・保育園、幼稚園における食育	●	●		
4	学校における食育		●	●	●
5	地域における食育	●	●	●	●
3 - (3) 小児医療等の充実					
救急医療体制の充実					
1	救急医療体制の充実	●	●	●	●
2	受診前相談体制の整備	●	●	●	●
不妊治療、小児医療等への支援					
1	不妊に悩む人への支援				
2	小児慢性特定疾患患者への支援	●	●	●	●

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12歳～18歳)
3 - (4) 思春期の保健対策の充実					
相談体制の充実					
1	思春期相談の充実			●	●
健康教育の充実					
1	性に関する正しい知識の普及				●
2	飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進				●
4 - (1) 子どもの安全確保					
交通安全対策の充実					
1	交通安全教育の充実	●			●
2	通学路等の危険箇所の点検	●			●
3	チャイルドシート貸与と事業等の充実	●	●		
4	スクールバスの運行・通学定期券の交付			●	●
防犯・防災対策の充実					
1	子ども110番の家の推進	●			●
2	子どもが犯罪から自分を守る教育の推進	●			●
3	地域の防犯ボランティアの育成				
4	日常的な非行防止活動の推進				
5	地域防災の推進	●			●
4 - (2) 子育てに配慮した生活環境の整備					
良好な住環境の整備					
1	良好な住環境を備えた公営住宅の整備	●			●
2	安全な住宅の整備促進	●			●
誰もが利用しやすい公共施設等の整備					
1	子どもに配慮した公共施設等の整備	●			●
2	子どもに配慮した歩行空間の整備	●			●
3	妊婦・乳幼児連れに配慮した公共施設等の駐車場整備	●			●
自然環境の保全					
1	里山や河川の保全	●			●
2	地域における資源循環の推進	●			●

目標事業量

(1) 子ども数の推計

平成20年から29年の子ども数は、下表のとおりです。人口推計にあたっては、平成17年～20年の住民基本台帳に外国人登録者人口を加算したものをもとにしました。推計方法については、比較的近い将来の人口推計を行うこと、特殊な人口変動が予想されないことからコーホート変化率法を用いました。

単位：(人)

	平成20年(実績)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
0歳	157	162	151	145	139
1歳	183	168	173	161	155
2歳	155	186	171	176	164
3歳	215	160	192	177	183
4歳	181	209	160	193	178
5歳	213	184	210	160	193
6歳	197	215	185	211	161
7歳	243	197	214	184	210
8歳	205	238	195	212	182
9歳	232	204	239	196	213
10歳	224	226	200	235	192
11歳	227	221	226	200	235

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳	132	126	118	114	110
1歳	149	142	136	128	124
2歳	158	152	145	139	131
3歳	170	164	158	151	145
4歳	185	171	165	159	152
5歳	178	185	171	165	159
6歳	194	179	186	172	166
7歳	160	193	178	185	171
8歳	208	159	192	177	184
9歳	183	209	159	192	177
10歳	209	179	205	156	189
11歳	192	209	179	205	156

(2) 目標事業量の設定

本計画をより実践的な行動計画とするため、国が指定する12の特定事業について目標事業量を各自治体で設定することが求められています。

数値目標の設定にあたっては、平成20年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」により得られたニーズ量をもとに、本町のサービス供給基盤と合わせて検討しました。

本計画の目標年度である平成26年度までに、その達成をめざします。

番号	事業名	単位	平成21年度 実施事業量	平成26年度 目標事業量
1	通常保育事業	利用者数	481人 3歳未満児 84人 3歳以上児 397人	460人 3歳未満児 90人 3歳以上児 370人
2	特定保育事業	定員 か所数	0人 0か所	
3	延長保育事業	定員 か所数	4人 1か所	30人 1か所
4	夜間保育事業	定員 か所数	0人 0か所	
5	トワイライト事業	定員 か所数	0人 0か所	
6	休日保育事業	定員 か所数	0人 0か所	20人 1か所
7	病後児保育事業	人日 か所数	0人日 0か所	30人日 1か所
8	一時預かり保育事業	人日 か所数	316人日 1か所	600人日 1か所
9	ショートステイ事業	定員 か所数	0人 0か所	
10	留守家庭児童教室	定員 か所数	58人 4か所	170人 7か所
11	地域子育て支援拠点事業 (センター型)	か所数	1か所	1か所
12	ファミリー・サポート・センター事業	会員 か所数	0人 0か所	

特定保育事業、夜間保育事業、トワイライト事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施に関しては、本計画期間中に保護者のニーズ等を鑑みながら、検討していきます。

計画の推進

(1) 推進体制の整備

庁内体制

後期計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、関係課の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを図ります。

関係団体との連携

町民一人ひとりがそれぞれに子育てや児童の健全育成への意識を持つことが、総合的な子育て支援へとつながります。本町においても、幼稚園・保育園、幼稚園、学校、子育て支援センター、保健センターなどの専門機関、子ども会、子育てサークル、ボランティア、さらにNPOなど子育てや児童健全育成に関わる様々な住民団体や個人の活動を支援し、引き続き連携を深めながら計画を推進していきます。

県および近隣市町と連携

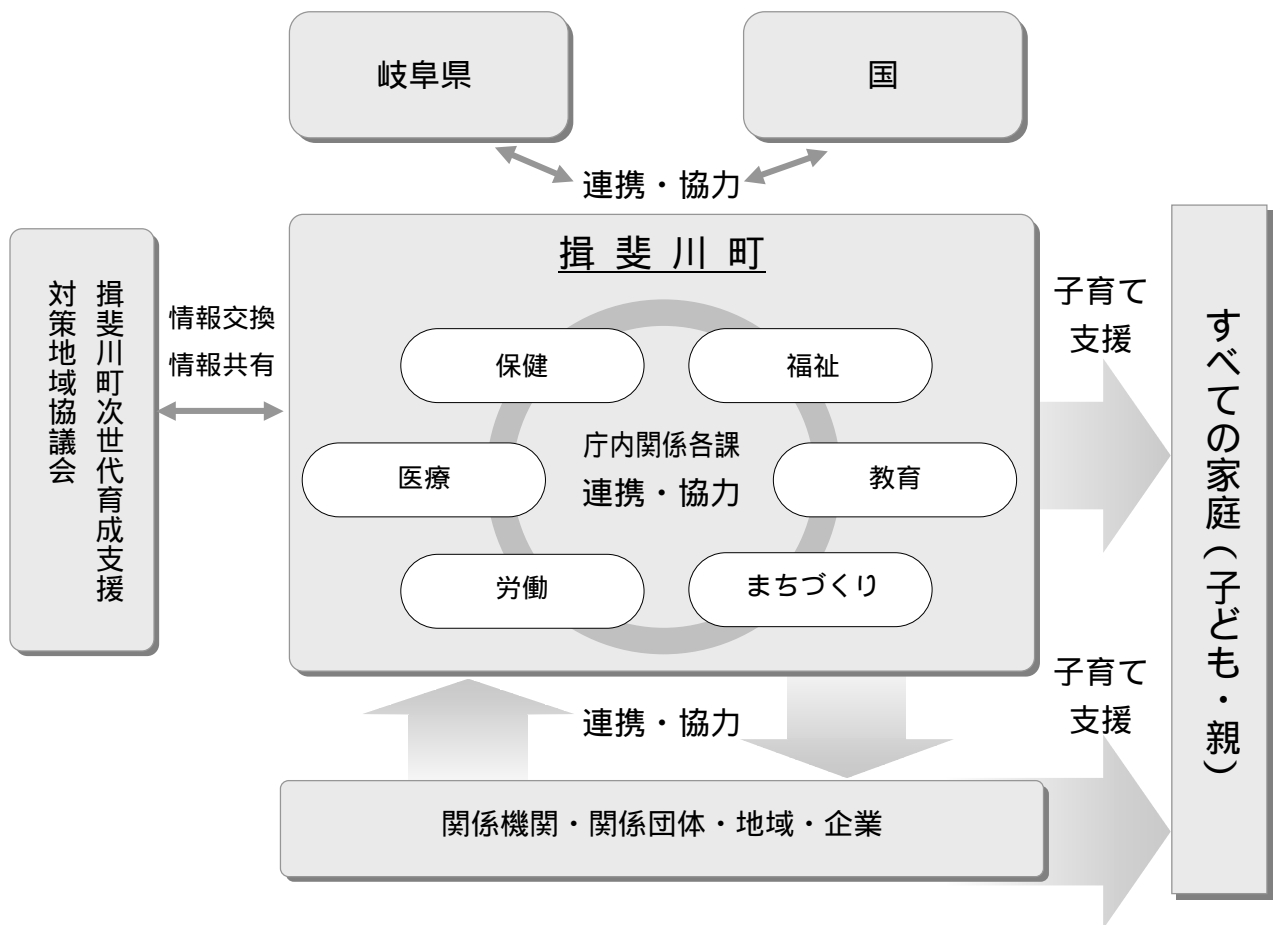
広域的に取り組む必要のある事項については、県および西濃圏域内の市町と連携して推進していきます。

(2) 住民と行政による協働の推進

後期計画では、住民と行政が一体となってより効果のある計画推進に向け、行政関係機関と住民代表で構成する「揖斐川町次世代育成支援対策地域協議会」により、毎年度の各事業の進捗管理をしていきます。

よりよい子育て環境づくりは、行政の取り組みだけでは実現できません。子どもや子育て家庭に対して個別に支援するとともに、さらに、家庭・地域が、積極的に家庭や地域の子育てに関する課題を解決していくことが求められています。また、社会全体で子育て支援に取り組むためには、住民や企業、関係団体および行政が協働して進める必要があります。中学生や高校生は、次代の親となるための段階に進み、住民や企業、関係団体等は、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担うことが、子育てや児童の健全育成を含む総合的な子育て支援へとつながります。

そこで、直接的な子育て支援の取り組みだけでなく、子どもの持つ本来の力、家庭が持つべき子育て力を回復するため、「子育て」という自立の視点のもと、子育てサークル、ボランティア、さらにNPOなどの関係機関・団体や個人の活動を支援し、連携しながら引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

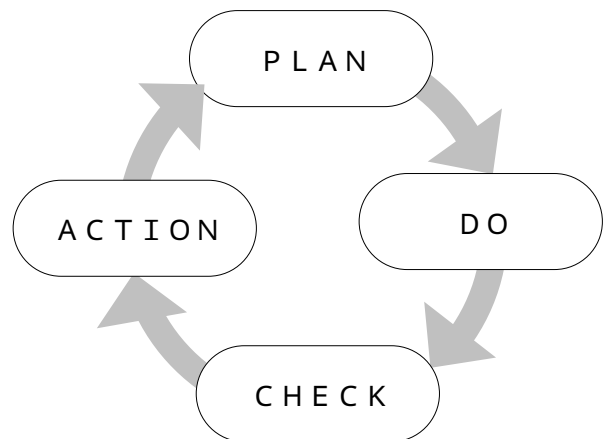


(3) 計画の進行管理 (P D C A 構築方法)

計画の適切な進行管理にあたり、施策の点検、評価を行い、各種施策の新たな課題を把握し、今後の施策運営に役立てます。

後期計画では、住民ニーズや社会情勢、国の動向に的確かつ柔軟に対応し、住民と行政が一体となってより効果のある計画推進に向け、揖斐川町次世代育成支援対策地域協議会において、「P D C A サイクル」による継続的改善の考え方を基本に、各年度の事業の進捗管理をしながら施策の改善および向上へとつなげていきます。

また、計画の各年度の実施状況について住民への公表が義務づけられているため、町広報やホームページへの掲載などにより住民への周知を図ります。



P = P L A N (プラン)(具体的な施策など)

D = D O (ドゥ)(実行)

C = C H E C K (チェック)(点検・評価)

A = A C T I O N (アクション)(見直し)